

札幌市行政評価実施要綱

平成 17 年 5 月 13 日 市政推進室長決裁
(平成 31 年 3 月 26 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 19 条の規定に基づき、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 行政活動の基礎的な単位をいう。ここでは、原則として予算の小事業を単位とした事業を指す。
- (2) 施策 事業の上位目的となる概念で、行政の大局的な目的である政策を実現するための具体的な方針となるものをいう。
- (3) 行政評価 基本評価及び特定観点評価をいう。
- (4) 基本評価 事業に関して行う評価及び施策に関して行う評価をいう。
- (5) 特定観点評価 基本評価を補完するため、特定の分野に関して行う、または、特定の観点に基づいて行う評価をいう。

(行政評価の対象)

第 3 条 行政評価の対象となる事項は、基本評価にあつてはすべての事業及び施策とし、特定観点評価にあつては市長が必要と認めたものとする。

(行政評価の方法)

第 4 条 基本評価は、次に掲げる手順に従い、毎年度実施するものとする。

- (1) 自己評価（第 3 条に規定する行政評価の対象事項を所管している各部局が行う評価をいう。以下同じ。）
 - (2) 外部評価（行政評価への市民参加の取組及び札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）別表 1 にて規定される行政評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う評価をいう。）
- 2 基本評価の実施に当たり、その対象事項、評価項目、評価の視点その他必要な事項は、実施の都度実施要領により定める。
- 3 改革推進室長が必要と認めるときは、検討課題の提起（全庁的な観点から総務局推進課が中心となって行う評価をいう。）を実施する。

第5条 特定観点評価の対象事項、手順、評価項目、評価の視点その他必要な事項は、別に定める。

(市民意見)

第6条 市民は、市長に対し、行政評価の結果及び行政評価制度について意見を述べることができる。

(評価結果及び市民意見の活用)

第7条 市長は、行政評価の結果及び市民の意見を受けて、改善又は見直しの検討を行い、その後の事業及び施策の推進に反映させるよう努めるものとする。

2 市長は、市民の意見等を受けて、行政評価制度の改善に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年5月13日から施行する。

附則(平18年3月31日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平21年3月31日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平22年3月31日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平25年5月22日)

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。

附則(平26年10月20日)

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附則(平28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平31年3月26日)

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。